

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和2年5月25日(月)午後1時30分
閉会年月日時刻	令和2年5月25日(月)午後2時49分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第11号 邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第12号 邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第13号 邑楽町立学校評議員の委嘱について</p> <p>議案第14号 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第15号 邑楽町社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第16号 邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱について</p> <p>議案第17号 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について</p> <p>議案第18号 邑楽町文化財保護調査委員の委嘱について</p> <p>議案第19号 邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命について</p>
その他	<p>1) 令和2年度邑楽町教育費補正予算(案)について</p> <p>2) 新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について</p> <p>3) 公民館及び体育館等年間登録団体使用料の減額について</p> <p>4) 令和2年6月行事予定について</p> <p>5) 次回教育委員会について</p> <p>6) その他</p>
出席者	<p>教 育 長            藤 江 利久</p> <p>委        員            黒 澤 幸男</p> <p>委        員            岡 田 真幸</p> <p>委        員            谷 津 洋子</p> <p>委        員            中 村 郷志</p>
説明員	<p>学校教育課長        中 繁 正浩</p> <p>生涯学習課長        田 中 敏明</p> <p>子ども支援課長     久 保 田 裕</p> <p>教育委員会書記     高 橋 克徳</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、5月定例教育委員会を開会いたします。  
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。  
黒澤委員、谷津委員にお願いします。  
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

4月28日は議会の全員協議会がありました。30日は議会から新型コロナウイルス感染症対策の要望書が町及び教育委員会に対して提出されたので、今後、検討していくことになります。同日、臨時課長会議も行われました。5月7日は課長会議がありました。8日は、あいおいニッセイ様からマスクの寄附がありました。11日はおうら祭りの役員会議が行われ、今年は中止することになりました。12日は県市町村教育長会議をテレビ会議で行いました。テレビ会議は初めてでしたが、邑楽郡内では邑楽町と千代田町が遠隔で参加しました。自治体によっては、途中で画面が切れ、音声だけしか聞こえなかったところもあったようです。15日は新型コロナウイルス対策事業の検討が行われ、40事業を計画していくこととなりました。18日は課長会議を行いました。20日は議会の全員協議会が行われ、新型コロナウイルス対策事業について説明を行いました。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議事に入らせていただきます。最初にお諮りしますが、議案第12号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、議案第13号邑楽町立学校評議員の委嘱について、議案第14号邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、議案第15号邑楽町社会教育委員の委嘱について、議案第16号邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第17号邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について、議案第18号邑楽町文化財保護調査委員の委嘱について、議案第19号邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命については委員委嘱等案件のため、その他の1) 令和2年度邑楽町教育費補正予算（案）については議会議決案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

会議録

<p>議長（藤江）</p>	<p>異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第 11 号 邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について、久保田子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
<p>子ども支援課長(久保田)</p>	<p>幼稚園の一時預かりにつきましては、平日では幼稚園の降園後の午後 2 時から午後 5 時までの時間、春休みなど長期休業中では午前 9 時から午後 5 時までの時間において、保護者の就労等により家庭での保育が困難な方が利用しているものです。現在、日預かりなどで利用料を徴収している方もいます。本要綱においては、減額や免除規定がなく、今回の新型コロナウイルス感染症は、災害に類する状況であることを考慮し、このような状況にも対応できるよう要綱の一部を改正するものです。改正内容ですが、第 12 条の次に 1 条を追加し、第 13 条として、震災、風水害、火災その他の災害を受けたときや、やむを得ない事情により一時預かり保育料を支払うことが著しく困難であると園長が認めるときについては、一時預かり保育料を減額し、又は免除することができることを追加するものとなっています。また、一時預かり保育料の減免又は免除を受けようとするものは、園長に申請書を提出することとしています。この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日からの適用とします。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
<p>教育委員（岡田） 子ども支援課長(久保田)</p>	<p>今回の新型コロナウイルス感染症の場合はどこに該当しますか。</p> <p>「その他の災害を受けたとき」に該当することになります。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 11 号 邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>

会議録

議長（藤江）	<p>議案第11号 邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、その他の2)新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について、中繁学校教育課長、田中生涯学習課長、久保田子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>前回、4月28日開催の教育委員会において、4月24日に小中学校の臨時休業が5月31日まで延長が決定されたところまでを説明いたしましたが、その後の状況について説明いたします。5月14日に政府が、全国に出していた緊急事態宣言について39県を解除しました。この39県には群馬県も含まれております。これに先立ち、群馬県では県立学校の段階的再開案を発表しています。5月15日に邑楽町においても町立小学校と中学校の臨時休業を延長せず6月1日からの再開方針を決定したところです。6月1日から6月12日までの2週間は分散登校となります。1日3時間で週3日、給食なしです。中学校の部活動は中止のままです。6月15日から6月30日までは通常登校で通常授業、給食は簡易給食です。中学校の部活動は3密を避けて実施可能となります。7月1日からは通常の給食になります。これまでの休校の遅れを取り戻すため、夏休みを短縮して7月31日まで授業を実施します。7月31日は授業と終業式を行いますので給食もあります。8月1日から8月23日までの3週間ほどは夏休みです。8月24日は2学期の始業式と授業を行います。この日から給食があります。</p>
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。
教育委員（黒澤）	運動会などは開催するのですか。
議長（藤江）	秋に落ち着けば、県からは中止にするのではなく、縮小した形でも開催してもらいたいと話がきています。
教育委員（谷津）	修学旅行はどうなりますか。

会議録

議長（藤江）	<p>中学校では、2泊の予定だったものを1泊で行う計画も案としてあるようです。延期などでキャンセル料が発生しますが、国からの補助金などをできるだけ活用しながら町で負担し、保護者に負担がかからないようにしたいと考えています。</p> <p>次に、田中生涯学習課長お願いします。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>公民館3館、体育館、図書館とありますが、図書館と屋外体育施設以外は3月5日から現在まで臨時休館となっています。屋外体育施設については、4月11日から現在まで貸出休止の状態です。4月7日から10日までの4日間貸し出しをしましたが、11日から再び貸出休止となっています。図書館については、5月19日から資料の貸出と返却のみ実施し、感染防止対策をしたうえで個人利用のみとしています。今後の施設の貸出ですが、学校の正常化と連携していきたいと考えています。学校は6月15日から通常登校の予定ですが、6月15日の月曜日は休館となり、6月16日の火曜日からの再開を考えています。近隣の状況ですが、公民館などに関しては、明和町は6月2日から再開予定、千代田町は6月9日から再開予定のようです。6月16日に再開したとしても、3密を避けられないような体育館のトレーニングルームや中央公民館の音楽室などについては、一定の施設利用の制約を考えなければなりません。また、コーラスや吹奏楽などの感染リスクの高い活動についても制約を設ける必要があります。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
教育委員（黒澤）	<p>公民館のホールも制約が必要ですね。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>公民館ホールについては、不特定多数の人が集まりますので、一定の制約が必要になると思います。スポーツについても対外試合の制約などスポーツ庁から一定の基準が示され、各競技団体において基準があるようですので、それらを参考にしながら制約を設けさせていただき再開をしたいと考えています。</p>
議長（藤江）	<p>ほかにありますか。ないようですので、次に、久保田子ども支援課長お願いします。</p>

会議録

<p>子ども支援課 長(久保田)</p>	<p>子ども支援課所管であります幼稚園ですが、現在5月31日まで臨時休園となっております。6月からは、学校の段階的再開に合わせ、幼稚園は、6月1日から12日までは同様に段階的な再開とし、各クラスを1/2体制で隔日にて午前8時30分から午前11時15分までとします。6月15日からは通常登園を実施していく予定です。なお、午前11時15分降園以降午後5時までと、隔日登園日でない日の家庭での保育が困難な児童の預かり保育も午前9時から午後5時まで実施します。幼稚園の夏休み期間につきましては、通常通りで7月20日に1学期終業式、9月1日に2学期始業式の予定です。</p>
<p>議長(藤江)</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に、その他の3)公民館及び体育館等年間登録団体使用料の減額について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課 長(田中)</p>	<p>邑楽町の公民館及び体育館などでは、年間登録団体から使用料を徴収しています。今回の臨時休館については、使用料返還に関する規定における「非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなったとき」に該当し、使用料を減額したいと考えています。減額の金額については未定ですが、使用料を月で割った月額を使用できなかった月数分だけ減額したいと考えています。なお、通常は年度当初に年間使用料を徴収していますが、今後臨時休館の恐れがなくなる時期まで徴収を待ち、金額が確定した段階で使用料を徴収したいと思っています。</p>
<p>議長(藤江)</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に、その他の4)令和2年6月行事予定について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 長(中繁) 生涯学習課 長(田中)</p>	<p>学校教育課の6月の主な予定行事を読みあげる。 生涯学習課の6月の主な予定行事を読みあげる。</p>

会議録

<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の5) 次回の教育委員会についてですが、6月26日（金）午前9時30分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>それでは次回の教育委員会は6月26日（金）午前9時30分から行うことに決定しました。</p> <p>次に、その他の6)その他として皆さんから何かございますか。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>2点ございます。1点目ですが、令和元年度末に、長柄小学校のアカマツを2本伐採したことに関して、マツノザイセンチュウに抵抗性のあると言われるアカマツの苗を手配することができ、6月に長柄小学校に届くことになりましたので報告いたします。2点目ですが、今年度、小学校と中学校で実施する大きな工事の入札結果について報告させていただきます。先週、5月21日に中野東小学校外壁等改修工事、繰越事業の中野東小学校トイレ等改修工事、同じく繰越事業の邑楽中学校内壁及びトイレ改修工事の3件について、入札を実施いたしました。入札の結果ですが、中野東小学校外壁等改修工事につきましては、前橋市内の株式会社サンテックが91,069,000円で落札いたしました。邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事につきましては、邑楽町内の株式会社徳川組が100,870,000円で落札いたしました。邑楽中学校内壁及びトイレ改修工事につきましては、邑楽町内の株式会社徳川組が37,620,000円で落札いたしました。なお、中野東小学校の外壁等改修工事とトイレ等改修工事の2件につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の第2条に規定されている予定価格が50,000千円以上の工事であることから、6月に開催が予定されている議会の定例会に上程し、議会の議決を受けるべき案件となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>ほかにごございますか。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。</p> <p>次に非公開案件に入ります。議案第12号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。</p>

会議録

議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第12号 邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第13号 邑楽町立学校評議員の委嘱についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第13号 邑楽町立学校評議員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第14号 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第14号 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、議案第15号 邑楽町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第15号 邑楽町社会教育委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第16号 邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第16号 邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第17号 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱についてを議題とします。</p>



会議録

議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第17号 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第18号 邑楽町文化財保護調査委員の委嘱についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第18号 邑楽町文化財保護調査委員の委嘱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第19号 邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命についてを議題とします。</p>
議長（藤江）	<p>以下非公開</p> <p>議案第19号 邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、その他の1) 令和2年度 邑楽町教育費補正予算（案）についてを議題とします。</p> <p>以下非公開</p> <p>以上で5月の教育委員会を閉会します。</p>